平成２５年（フ）第２９３２号
大阪市中央区安堂寺町２丁目３番５―1103号第18松屋ビル
破産者　有限会社ＮＥＯ　ＴＲＹ
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９５号
徳島県徳島市末広１丁目４―21正月事務所２階
破産者　株式会社協栄設備
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８４８号
大阪市天王寺区悲田院町８番11号
破産者　株式会社テクアス
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０８０号
大阪市中央区大手前１丁目５番４号
破産者　株式会社サンコークロス
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７２号
兵庫県宝塚市安倉中六丁目２番29号
破産者　有限会社グッドグリップ
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
兵庫県川西市西多田２丁目７番８号
破産者　有限会社ファクトリーナカタ
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
兵庫県宝塚市旭町２丁目20番16―603号
破産者　有限会社アグラス
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
兵庫県姫路市林田町下構156番地３
破産者　株式会社東元建設
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３５８号
兵庫県姫路市飾磨区加茂231番地３
破産者　ルート関西商事株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６４号
兵庫県西脇市西脇675番地
破産者　有限会社藤原撚糸工業
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第３１１号
北九州市小倉南区富士見１丁目３番２号
破産者　株式会社てっぺん
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５３号
鹿児島県鹿児島市東開町10番地11
破産者　有限会社みどり弁当
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４９号
鹿児島県鹿屋市王子町4326番地１　パークスクエア王子101号、前住所鹿児島県鹿屋市旭原町2453番地11
破産者　田中　善教
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
沖縄県豊見城市豊崎１番地1179Ｆステージ豊崎リバーフロント1102号室
破産者　株式会社行政情報サービス
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２７７号
沖縄県那覇市金城１丁目７番地14
破産者　有限会社ＪＫＹ
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８０７号
東京都八王子市打越町1452番地12
破産者　藤田　洋行
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２８号
神奈川県横須賀市長沢４丁目18番６号サンシティ長沢Ｂ―１、商業登記簿上の本店所在地静岡県伊東市宇佐美1978番地の18
破産者　協和設備株式会社
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１６１号
神奈川県横須賀市浦賀７丁目15番26号
破産者　有限会社岩崎建設
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２７０号
東京都世田谷区玉川台１丁目３番８号　ＮＩＸビル４Ｆ
破産者　エルエックス株式会社
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２８３号
愛知県一宮市羽衣２丁目３番３号
破産者　有限会社井上
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３５５号
愛知県岡崎市欠町字下口31番地１
破産者　株式会社ブレインズ
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５６号
愛知県岡崎市欠町字下口31番地１
破産者　有限会社ブレインズ・アシスト
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係